

健康福祉審議会障害者分科会資料

令和元年7月11日

資料5

加賀市障害者差別解消支援地域協議会について

加賀市障害者差別解消支援地域協議会について

1 地域協議会について

障害者差別解消法第 17 条において、国と地方公共団体の機関が、地域における障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、障がい者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして組織できるとされた協議会。

2 地域協議会の事務

- ・障がい者差別を解消するために必要な情報交換
- ・障がい者からの相談事例を踏まえた障がい者差別を解消するための取組に関する協議

3 地域協議会の構成機関

当事者、行政、教育関係団体、福祉関係機関、医療・保健関係機関、事業者、法曹等から地域の実情に応じて構成する。

加賀市では、障害者分科会を地域協議会として位置付けている。

加賀市における障がい者理解の促進及び障がい者差別を解消するための取り組み

- 加賀市手話施策推進方針に基づく取り組み
 - ・リーフレット、展示用パネル、手話講習会用テキストの作成
 - ・講師養成講座および手話講習会の開催
 - ・小学生のための手話教室の開催

- 障害者週間街頭キャンペーン
啓発チラシを入れたポケットティッシュを、3障がい連絡協議会、加賀市じりつ支援協議会、ふれあい福祉課が配布

- 「ふれてみるいしかわの文化展加賀展」の開催
誰もが作品を手でふれて鑑賞することができる彫刻展を開催

- 障がい者理解のための講演会の開催
昨年度テーマ 「地域共生型福祉とこれからの社会」

- 加賀市じりつ支援協議会における研修会の開催
市内の障がい福祉サービス事業所で従事されている人向けの研修会を開催
昨年度テーマ 「障がいの理解と支援～当事者と共に考える～」